

医療介護総合確保促進法
に基づく山梨県計画

【平成 30 年度計画】

平成 31 年 02 月

山 梨 県

目次

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方	1
(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定	9
(3) 計画の目標の設定等	10
(4) 目標の達成状況	17

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法	18
(2) 事後評価の方法	19

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

【医療分】

[事業区分1] 地域医療構想の達成に向けた医療機関の 施設又は設備の整備に関する事業	20
[事業区分2] 居宅等における医療の提供に関する事業	29
[事業区分4] 医療従事者の確保に関する事業	35

【介護分】

[事業区分3] 介護施設等の整備に関する事業	45
[事業区分5] 介護従事者の確保に関する事業	47

(2) 事業の実施状況	49
-------------	----

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

平成37年(2025年)に団塊の世代が全て75歳以上となる超高齢社会を迎えるにあたり、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図り、地域において急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを切れ目や過不足なく確保する体制を整備していくことが、喫緊の課題となっている。

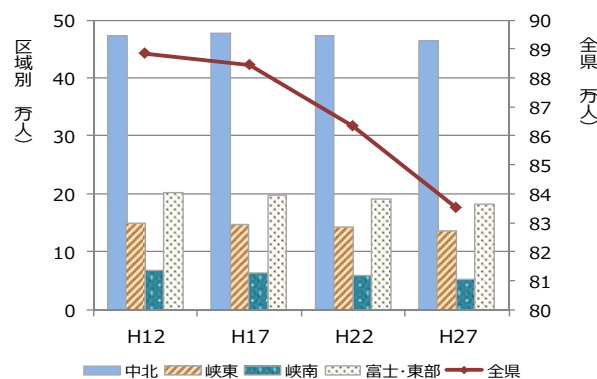
本県においても、今後、高齢化の一層の進展が見込まれており、現在の医療、介護サービスの提供体制のままでは十分な対応ができなくなることが考えられるため、平成37年を見据え、限られた医療、介護資源を有効に活用しながら、利用者の視点に立って必要なサービスを確保していく必要がある。

このため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条に基づく本計画を策定し、地域医療構想を踏まえた病床の機能分化・連携の推進を図るための事業の実施や、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を図るための事業に取り組むことにより、本県における医療及び介護の総合的な確保を推進していく。

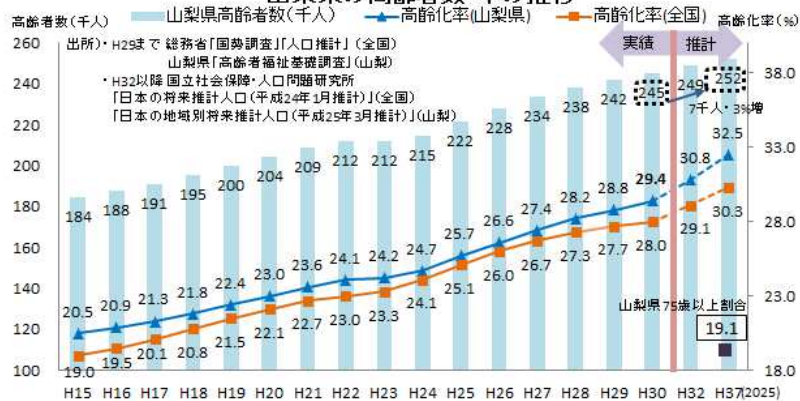
山梨県の人口 (単位:人)

	H12	H17	H22	H27
山梨県全県	888,172	884,515	863,075	834,930
中北	472,472	476,572	473,854	464,759
峡東	147,747	146,319	141,288	136,371
峡南	67,022	63,466	58,137	52,771
富士・東部	200,931	198,158	189,796	181,029

出所) 総務省「国勢調査」



山梨県の高齢者数・率の推移



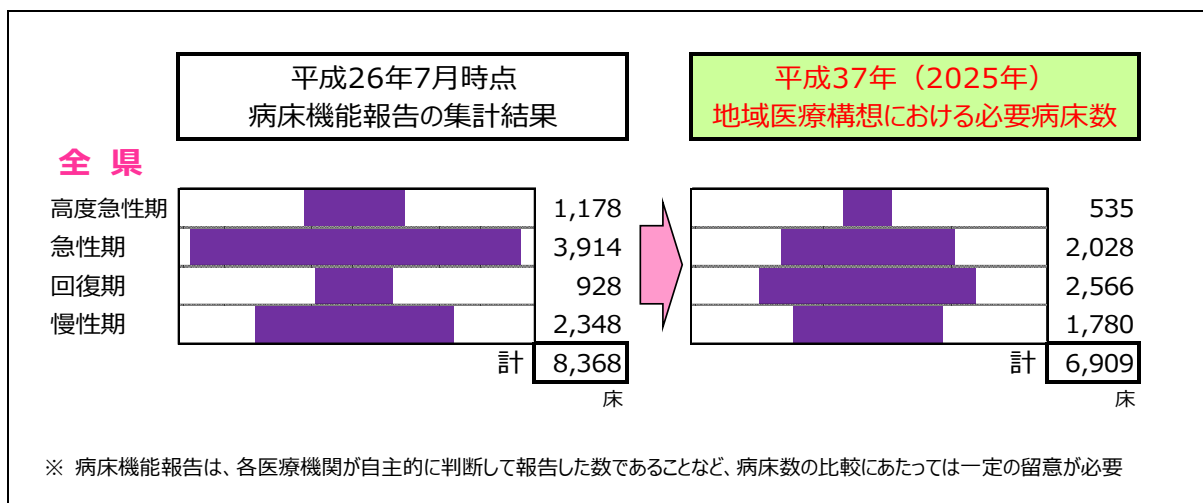
[平成30年度計画に基づき実施する事業]

1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

(医療分)	
N o . 1	地域医療構想推進事業
N o . 2	精神・身体合併症医療連携推進事業
N o . 3	がん診療施設設備整備事業
N o . 4	周術期等口腔機能管理推進事業
N o . 5	医療機能分化・連携推進地域移行支援事業
N o . 6	医療機能多職種連携促進事業
N o . 7	地域医療連携推進総合拠点事業

- 平成28年5月に策定した「山梨県地域医療構想」は、患者の状態に見合った病床で、その状態にふさわしい医療を受けられるようにすることができるための方向性を示すものとして、平成37年における必要病床数等を推計したものである。
- この構想で示した平成37年における機能区分別の必要病床数は、図表1のとおりであり、平成26年度の病床機能報告の結果と比較すると、急性期機能からの転換等による「回復期機能の充実・強化」や、今後在宅医療等での対応が必要とされる「慢性期機能の見直し」が課題となっている。
- このため、平成37年を見据えて、在宅医療等による患者の受け皿を整備していくとともに、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を本格化し、病床の機能分化・連携を推進していく。

図表1 平成37年における機能区分別の必要病床数（出典「山梨県地域医療構想」）



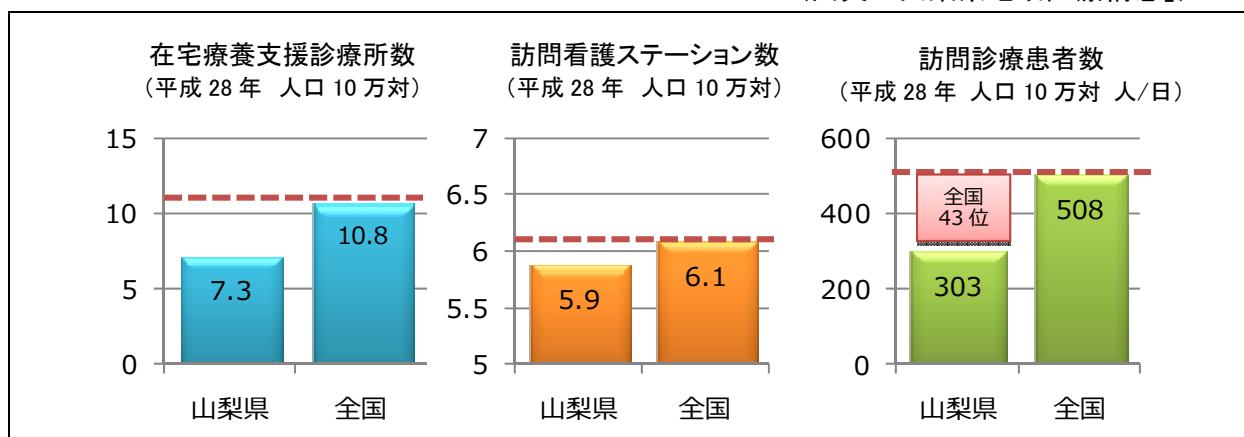
2 居宅等における医療の提供に関する事業

(医療分)

- No. 8 在宅医療推進協議会設置事業
- No. 9 在宅医療広域連携等推進事業
- No. 10 在宅歯科医療人材育成事業
- No. 11 在宅歯科医療連携室整備事業
- No. 12 訪問薬剤管理指導推進事業
- No. 13 訪問看護推進事業

- 平成37年における在宅医療等の医療需要は、県全体で1日あたり8,201人と推計されている。この内、訪問診療の受領者は1日あたり3,508人の対応が必要となっているが、平成28年度の訪問診療の受領者は1日あたり2,577人となっており、体制の整備が必要となっている。
- 本県は、図表2のとおり、人口10万人対の在宅療養支援診療所数が全国平均を大きく下回るほか、平成28年における訪問診療患者数が人口10万人対で全国43位となるなど、在宅医療の提供体制は総じて脆弱な状況となっている。
- このため、引き続き在宅医療に取り組みやすい環境を整備し、在宅医療を担う医師、歯科医師、看護師等の確保・養成や、医師連携・多職種連携体制の構築等に向けた取組を総合的に推進していく。

図表2 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、訪問診療患者の数
(出典「山梨県地域医療構想」)



3 介護施設等の整備に関する事業

(介護分)

事業番号 1 山梨県介護施設等整備事業

- 本県ではこれまで、自宅での生活が困難な高齢者が安心して生活できるよう、特別養護老人ホーム等の整備を計画的に実施してきた。これにより、本県の要介護認定者数に対する特別養護老人ホームの定員数は、全国でも上位に位置している。

図表 3 特別養護老人ホーム整備状況（平成 29 年度）

	65歳以上人口 a	要介護認定者数 b	特別養護老人ホーム定員数			要介護認定者のうち 入所待機者数	
			c	65歳以上千人当たり定員数 c/a	要介護認定者千人当たり定員数 c/(b/1000)	d	入所待機者の割合 d/b*100
全国合計	35,152千人	6,407,259人	600,622人	17.1人	93.7人	292,567人	4.6%
山梨県	245千人	38,669人	4,766人	19.5人	123.3人	4,860人	12.6%
				都道府県別14位	都道府県別6位		

- ・65歳以上人口(a)は平成29年10月1日現在。「総務省人口推計」より
- ・要介護認定者数(b)は平成29年9月末現在。「介護保険事業状況報告月報(厚生労働省)」より
- ・定員数(c)は平成29年10月1日現在。静岡県調査
- ・入所待機者数(d)は平成28年厚生労働省調査(調査時点は都道府県によって異なる)

- しかし、特別養護老人ホームへの入所申込者(待機者)は、依然として全国平均より多く、入所の必要性の高い方(在宅の要介護度4・5の方)も相当数待機している状況にある。
- これら必要性の高い待機者の数は、健康長寿やまなしプランに基づく施設整備等により減少してきたが、今後、高齢化は更に進展することが見込まれており、それに伴う待機者の増加に対応するため、計画的な施設整備が必要となる。
- このため、居宅での生活が困難な高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域密着型を基本として特別養護老人ホーム等の整備を進めていく。
- また既存の特別養護老人ホームについて、高齢者のプライバシー保護のための施設改修を支援し、生活環境の向上を図っていく。

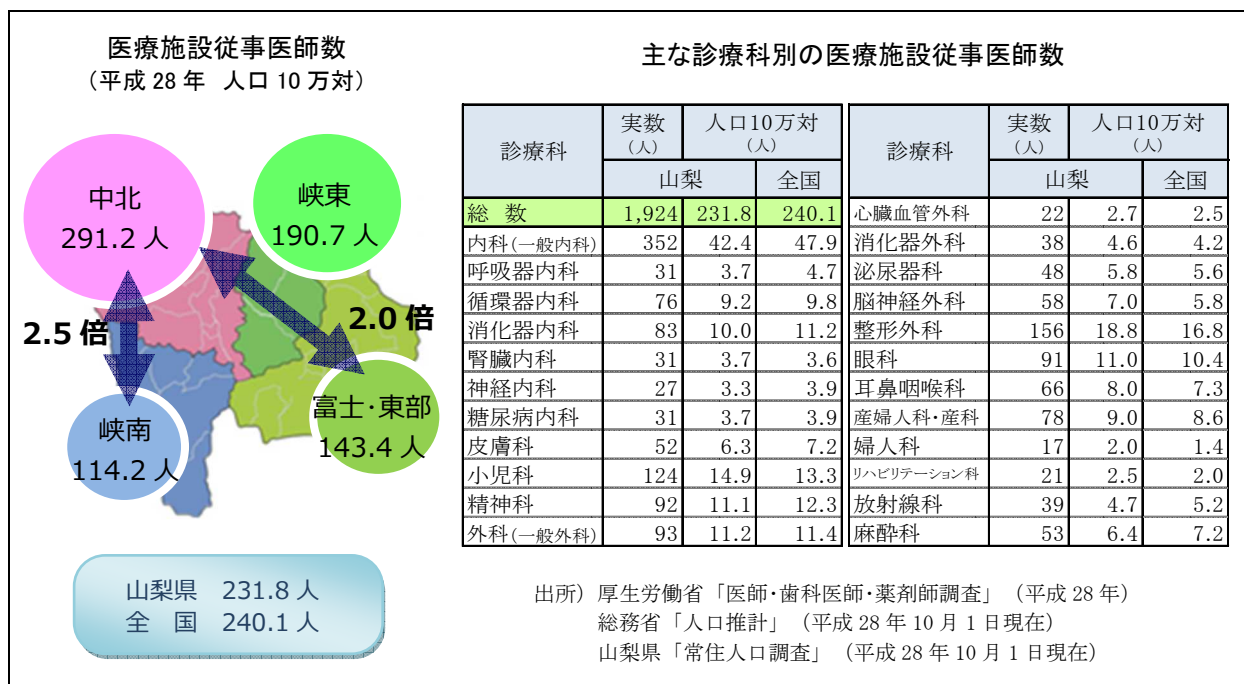
4 医療従事者の確保に関する事業

(医療分)

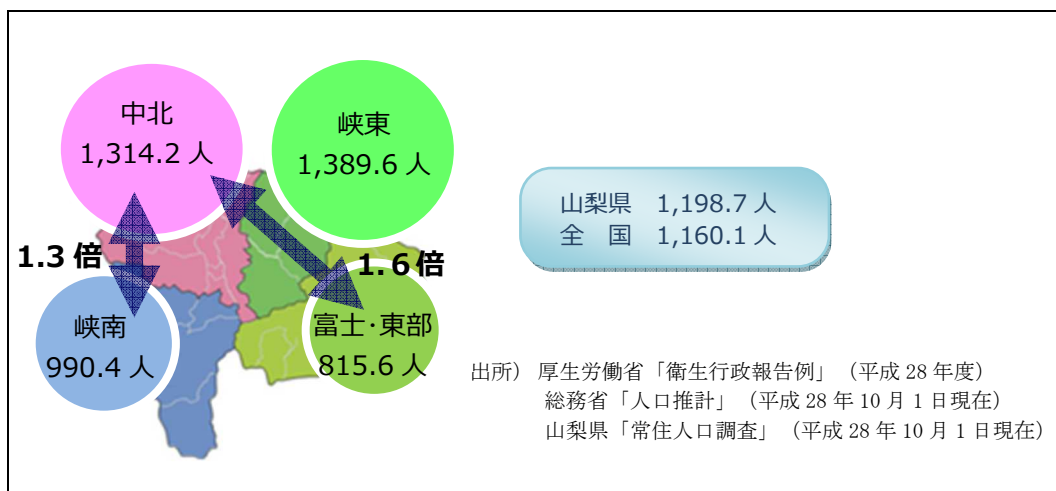
- No. 14 地域医療支援センター運営事業
- No. 15 医師派遣推進事業
- No. 16 医療勤務環境改善支援センター運営事業
- No. 17 産科医等分娩手当支給事業
- No. 18 小児救急医療体制確保事業（小児救急医療体制整備事業）
- No. 19 新人看護職員研修事業
- No. 20 看護職員資質向上推進事業
- No. 21 看護師等養成所運営費補助事業
- No. 22 病院内保育所運営費補助事業

- 平成28年における本県の医療施設従事医師数は、図表4のとおり、人口10万人対で231.8人であり、全国平均（240.1人）を下回る。
加えて、医療圏域別の人口10万対医師数では、中北区域に医師が集中する一方で、峡南区域、富士・東部区域では医師数が極めて少なく地域偏在が顕著となっている。
- また、平成28年における本県の就業看護師・就業准看護師数は、図表5のとおり、人口10万人対で1,198.7人であり、県全域では全国平均（1,160.1人）を上回っている。
加えて、医療圏域別では、中北区域や峡東区域に看護職員が集中し、峡南区域や富士・東部区域との間で、地域偏在が顕著となっている。
- 地域に必要な医療従事者の確保が困難になっている背景としては、若い世代の職業意識の変化や医療ニーズの多様化、医師の偏在等が挙げられる。特に、当直や交替制勤務を行う医療従事者の勤務環境が厳しい状況に置かれていることから、勤務環境の改善を一層進めることにより、人材の定着を図ることが必要である。
- このため、医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、潜在看護職員の再就業支援、チーム医療の推進等に必要な事業を総合的に実施し、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進していく。

図表4 医療施設従事医師数



図表5 就業看護師・就業准看護師数(平成28年人口10万対)



5 介護従事者の確保に関する事業

(介護分)

事業番号 2 介護人材確保・定着対策魅力発信事業(介護アンバサダー設置等)

事業番号 3 " (合同入職式等開催)

- より良い介護サービスの提供のためには、介護人材の確保と資質の向上が必要であるため、県ではこれまで、介護人材の養成事業や職業訓練を実施して、介護人材の確保を図ってきた。
- しかし、介護事業所の人手不足感は解消せず、県内の介護サービス事業所を対象とした平成 29 年度の調査結果を見ると、事業所の 57.8%が、従業員が不足していると回答しており、特に、訪問介護員 (80.0%)、介護職員 (66.6%) の不足感が高くなっている(介護労働安定センター「平成 29 年度介護労働実態調査・山梨県版」)。介護分野の有効求人倍率や離職率は、全産業中でも上位に位置しており、需要と供給のバランスが取れていない状況である。

図表 6 従業員の過不足の状況 (山梨県)

	当該職種のある事業所数	①	②	③	④	⑤	不足感 ①+ ②+ ③(再掲)
		大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰	
全 体	45	13.3	15.6	28.9	42.2	—	57.8
訪問介護員	10	30.0	30.0	20.0	20.0	—	80.0
サービス提供責任者	11	9.1	—	9.1	81.8	—	18.2
介護職員	33	12.1	21.2	33.3	33.3	3.7	66.6
看護職員	34	5.9	14.7	14.7	64.7	—	35.3
生活相談員	26	—	7.7	7.7	84.6	5.3	15.4
P T ・ O T ・ S T 等	12	—	—	8.3	91.7	—	8.3
介護支援専門員	39	2.6	5.1	15.4	74.4	2.6	23.1

出所：平成29年度介護労働実態調査 (介護労働安定センター)

- 厚生労働省の推計によると、本県の介護職員数は、11,877 人 (平成 27 年度) となっており、高齢化の進展等に伴って、今後も介護サービス利用者は増加し、平成 37 年(2025 年)には、本県では現状の 1.2 倍程度の 15,126 人の介護人材が必要となると見込まれている。
- このため平成 30 年度では、課題の解決に向けて、山梨県地域医療介護総合確保計画事業である介護人材の確保定着促進事業、資質向上推進事業を継続して実施し、更に以下の取組を推進していく。

[課題解決に向けた取組]

○介護人材の資質向上の推進

- 要介護高齢者が増加する中、介護支援専門員の資質や専門性の向上はさらに重要度が増しているため、他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成

し、専門性の高い指導者の確保を図る。

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

山梨県における医療介護総合確保区域については、中北地域、峡東地域、峡南地域、富士・東部地域を区域とする。

- 二次医療圏及び老人福祉圏域と同じ
 二次医療圏及び老人福祉圏域と異なる
 (異なる理由：)



区域名	面積 (km ²)	人口 (人、H27)	人口密度 (人/km ²)	高齢化率 (H29)	構成市町村
中北区域	1,335.5 (29.9%)	464,759 (55.7%)	348.0	27.2%	甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、中央市、昭和町
峡東区域	755.8 (16.9%)	136,371 (16.3%)	180.4	30.1%	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南区域	1,060.0 (23.8%)	52,771 (6.3%)	49.8	36.6%	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部区域	1,309.3 (29.4%)	181,029 (21.7%)	138.3	28.6%	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

出所) 国土地理院「平成 29 年全国都道府県市区町村別面積調」
 総務省「平成 27 年国勢調査」
 山梨県「平成 29 年度高齢者福祉基礎調査」

(3) 計画の目標の設定等

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～平成35年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成30年度～平成32年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

➤ 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・ 高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（H37）
- ・ 急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（H37）
- ・ 回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（H37）
- ・ 慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（H37）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（H32）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（H32）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 7病院（H28）→ 9病院（H32）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50箇所（H27）→ 56箇所（H32）

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40 箇所 (H27) → 45 箇所 (H32)
- 在宅療養支援歯科診療所
45 箇所 (H28) → 51 箇所 (H32)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
83 箇所 (H27) → 92 箇所 (H32)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (H32)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～32 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設
1,516 床 → 1,719 床
- 認知症高齢者グループホーム
1,067 床 → 1,139 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所
28 カ所 → 33 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
3 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
8 カ所 → 16 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数
1,924 人 (H28) → 2,099 人 (H35)
- 就業看護職員数（常勤換算後）
9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (H35)
- 養成所等卒業生県内就業率
75.6% (H29) → 75.6% (H35)
- ナースセンター事業再就業者数
430 人 (H28) → 443 人 (H35)
- MFICU 病床数
6 床 (H29) → 6 床 (H35)
- NICU 病床数
30 床 (H29) → 30 床 (H35)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 平成 37 年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。
介護職員数 12,536 人 (H28) → 13,746 (H32)

2. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

平成 30 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962 床 (H26) → 1,353 床 (H37)
- ・回復期機能 263 床 (H26) → 1,227 床 (H37)
- ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,161 床 (H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 箇所 (H27) → 86 箇所 (H32)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 箇所 (H27) → 13 箇所 (H32)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3 病院 (H28) → 4 病院 (H32)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 箇所 (H27) → 30 箇所 (H32)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22 箇所 (H27) → 25 箇所 (H32)
- 在宅療養支援歯科診療所 26 箇所 (H28) → 29 箇所 (H32)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52 箇所 (H27) → 58 箇所 (H32)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～32年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 734床 → 821床
 - 認知症高齢者グループホーム 677床 → 713床
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 9カ所
 - 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 15カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 5カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～平成34年3月31日

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 279床（H37）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 978床（H37）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 419床（H37）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 30 箇所 (H32)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (H32)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院 (H28) → 2 病院 (H32)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (H32)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 箇所 (H27) → 7 箇所 (H32)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所 (H28) → 10 箇所 (H32)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所 (H27) → 18 箇所 (H32)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～32年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 368 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 231 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～平成34年3月31日

■ 峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 310床 (H26) → 78床 (H37)
- ・回復期機能 26床 (H26) → 102床 (H37)
- ・慢性期機能 124床 (H26) → 83床 (H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9箇所 (H27) → 10箇所 (H32)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2箇所 (H27) → 2箇所 (H32)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2病院 (H28) → 2病院 (H32)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3箇所 (H27) → 4箇所 (H32)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数
6箇所 (H27) → 7箇所 (H32)
- 在宅療養支援歯科診療所 2箇所 (H28) → 3箇所 (H32)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3箇所 (H27) → 4箇所 (H32)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～32年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 114床 → 143床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 → 2カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～平成34年3月31日

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組

むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数

・急性期機能 866 床 (H26) → 318 床 (H37)

・回復期機能 0 床 (H26) → 259 床 (H37)

・慢性期機能 151 床 (H26) → 117 床 (H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (H32)

➤ 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (H32)

➤ 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
0 病院 (H28) → 1 病院 (H32)

➤ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (H32)

➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
5 箇所 (H27) → 6 箇所 (H32)

➤ 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (H32)

➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (H32)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～32 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

➤ 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 387 床

➤ 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 9 カ所

➤ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

➤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 4 カ所

➤

2. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

(4) 目標の達成状況

別紙「事後評価」のとおり

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

【医療分】

- 平成 29 年 10 月 25 日～26 日 平成 30 年度計画の策定について、県医師会、県歯科医師会及び県看護協会へ説明・意見交換
- 平成 29 年 10 月 26 日 県医師会、各地区医師会、県民間病院協会、県官公立病院等協議会、県精神科病院協会、県民主医療機関連合会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、県栄養士会、県助産師会、各医療機関、各市町村及び県関係各課に対し、事業提案募集通知を发出（県ホームページにも掲載）
- 平成 29 年 11 月 2 日 地域医療構想調整会議（峡南地域）開催
- 平成 29 年 11 月 7 日 地域医療構想調整会議（富士・東部地域）開催
- 平成 29 年 11 月 13 日 地域医療構想調整会議（峡東地域）開催
- 平成 29 年 11 月 30 日 地域医療構想調整会議（中北地域）開催
- 平成 30 年 1 月 19 日～ 事業提案募集〆切
提案内容について、提案団体等から聴き取り（随時）
- 平成 30 年 2 月下旬 事業計画案について、県医師会、県歯科医師会及び県看護協会に説明・意見交換
- 平成 30 年 5 月 29 日 山梨県医療審議会開催、事業計画案について協議
※委員構成： 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、山梨大学医学部附属病院、県民間病院協会、県精神科病院協会、県官公立病院等協議会、県老人保健施設協議会、県リハビリテーション病院・施設協議会、県訪問看護ステーション連絡協議会、県市長会、県町村会、県国民健康保険団体連合会、県社会福祉協議会、県交通安全母の会連合会、県連合婦人会、学識経験者

【介護分】

- 平成 30 年 7 月 31 日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- 平成 30 年 11 月 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

(2) 事後評価の方法

計画の事後評価にあたっては、山梨県医療審議会、山梨県地域包括ケア推進協議会あるいは個別分野に関して設置されている協議会等の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業									
事業名	【No.1 (医療分)】 地域医療構想推進事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 943,953 千円						
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体									
事業の実施主体	医療機関、県									
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日									
背景にある医療・介護ニーズ	患者の状態に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、不足する回復期機能への転換を促す必要がある。									
	アウトカム指標:30 年度基金を活用して整備を行う不足する回復期機能の病床数 182 床/年									
事業の内容	地域医療構想を達成するため、 ・ 医療機関等が行う回復期への転換に係る施設整備の費用 ・ 医療機関が行う事業縮小の際に要する経費 に対して助成する。 また、地域医療構想調整会議で活用する医療提供体制のあり方に係る調査・分析等を行う。									
アウトプット指標	施設整備を行う医療機関 4 箇所									
アウトカムとアウトプットの関連	医療機能の分化・連携に資する事業を実施することにより、構想の実現に向けて必要とされる回復期機能の充実強化が促進される。									
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公 民 うち受託事業等 (再掲) (注 2)	(千円)			
		(A + B + C)		943,953			-			
		基金	国 (A)				(千円)	公民の別 (注 1)	民 うち受託事業等 (再掲) (注 2)	(千円)
			都道府県 (B)				(千円)			-
			計 (A + B)				(千円)			0
その他 (C)		(千円)	470,448							
備考 (注 3)	H30 : 159,873 千円、H31 : 156,816 千円、H32 : 156,816 千円									

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業							
事業名	【No.2 (医療分)】 精神・身体合併症医療連携推進事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 46,000 千円				
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体							
事業の実施主体	医療機関							
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日							
背景にある医療・介護ニーズ	本県では、精神・身体合併症の患者について、適切な監護が可能な病床環境が整った一般病院が民間の 1 箇所しかないため、精神科はあるが監護の環境が整っていない一般病院で受け入れざるを得ないケースや、身体的なケアが必要な場合、一度一般病院に入院した患者の精神科病院への転院が円滑にできないケースなどがみられ、病院の負担増加や長期の病床占有等が問題となっている。							
	アウトカム指標： 不足する医療提供体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 閉鎖処遇が必要な患者に対する一般科併診が可能である病床数 45 床 (H29) → 50 床以上 (H31) ・ 県内の回復期病床数 1,169 床 (H28) → 2,566 床 (H37) 							
事業の内容	官公立の総合病院に精神疾患に対応できる入院治療病床を整備し、重篤な精神・身体合併症患者に対する緊急かつ専門的な身体的治療の集約化を図るとともに、精神科病院を含めた医療機関間で受入及び転院のための連携体制を構築することにより、患者の各治療段階に応じた最も適切な医療の提供を可能とするとともに、一般病院の負担を軽減し病床機能の転換を促進する。							
アウトプット指標	病床整備を行う医療機関 1 箇所							
アウトカムとアウトプットの関連	医療機能の集約化と医療機関間の連携体制を構築することにより、一般科医療機関の負担軽減と病床の機能転換が促進される。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	(千円)		
		基金	国 (A)			(千円)	民	(千円)
			都道府県 (B)			(千円)		-
			計 (A + B)			(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注 2)
			46,000			15,333		
			15,333					
			7,667					
			23,000					

		その他 (C)	(千円) 23,000			(千円) 0
備考 (注 3)	H30 : 2,300 千円、H31 : 0 千円(繰越)					

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業名	【No.3 (医療分)】 がん診療施設設備整備事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 5,955 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	医療機関					
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢化の進展に伴い、がんの罹患者数は更なる増加が見込まれることから、2025 年を見据えた効率的で質の高い医療提供体制を構築していくためには、がん診療連携拠点病院の機能強化や拠点病院と地域の医療機関との連携強化等を推進していく必要がある。</p> <p>アウトカム指標：がんの年齢調整死亡率 (75 歳未満 (人口 10 万人対)) H30 : H20 (82.2%) から概ね 2 割減</p>					
事業の内容	がんの症状の重さや治療難易度に合わせた患者ごとの治療計画を策定し、状況に応じて地域医療機関と連携した治療を可能とするため、がんの特徴を正確に把握できる機器の整備に助成する					
アウトプット指標	がん診療に係る設備整備 1 箇所					
アウトカムとアウトプットの関連	がん診療連携拠点病院の機能強化により、患者の状態に応じた適切な医療を提供し、がんの年齢調整死亡率の改善を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 5,955	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 1,323
		基金	国 (A)	(千円) 1,323		
			都道府県 (B)	(千円) 662		(千円) 0
			計 (A + B)	(千円) 1,985		うち受託事業等 (再掲) (注 2) (千円)
			その他 (C)	(千円) 3,970		0
備考 (注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業名	【No.4 (医療分)】 周術期等口腔機能管理推進事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 2,200 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨県 (山梨県歯科医師会委託)					
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニーズ	<p>多くの疾患において、周術期の口腔機能管理を行うことにより合併症リスクの低下など患者の身体的負担が軽減され、早期退院、更には医療費削減などの効果があることが明らかになっているが、本県では病院での口腔機能管理に対応する歯科診療所が少なく、また病院側の受入体制も十分ではないことから、切れ目なく口腔機能管理を提供するための医科歯科連携の強化と実施のための体制整備を行う必要がある。</p> <p>アウトカム指標：医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数 0 施設(H29、がん連携登録歯科医以外) →150 施設(H34)</p>					
事業の内容	<p>病院での周術期等口腔機能管理が可能な歯科医を周術期等口腔機能管理連携医として登録し、知識向上のための研修を実施するとともに、県内の病院に対して医科歯科連携の必要性について周知を図ることにより、今後、歯科のない病院においても歯科医師や歯科衛生士と連携し、入院時から在宅まで、患者の状態に応じた口腔機能管理の実施が可能となる体制づくりを目指す。</p>					
アウトプット指標	<p>冊子・リーフレット作成 各 1500 部 研修会の実施 2 回 (1 回、150 人) 訪問病院数 60 箇所/2 年</p>					
アウトカムとアウトプットの関連	<p>県内の歯科医療関係者や医療機関に周術期等口腔機能管理の重要性を周知することにより、対応可能な歯科診療所の増加や実施医療機関の増加を図る。</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 2,200	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 0
		基金	国 (A)	(千円) 1,467		
			都道府県 (B)	(千円) 733		(千円) 1,467
			計 (A + B)	(千円) 2,200		うち受託事業等 (再掲) (注 2)

	その他 (C)	(千円)		(千円)
		0		1,467
備考 (注 3)	H30 : 650 千円、H31 : 800 千円、H32 : 750 千円			

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業名	【No.5 (医療分)】 医療機能分化・連携推進地域移行支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 92,124 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)、地域活動拠点事業者					
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想上必要となる慢性期機能病床の見直しを進めるためには、病院や介護関係者、訪問看護間での調整や連携を行うための体制整備が必要である。 アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少					
事業の内容	病院関係者やケアマネジャー、訪問看護師等多職種間のネットワークの拠点となるセンターの設置に対して支援する。また、センターと連携し、実際に各地域で活動を行う地域活動拠点の機能強化等に支援することにより、慢性期病床の入院患者の在宅移行を促進する。					
アウトプット指標	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 114 件 (H28 年度) →120 件 (H30 年度)					
アウトカムとアウトプットの関連	入院患者の早期・円滑な在宅復帰に向けたネットワークの構築により、患者の地域移行が図られ、慢性期機能病床の見直しなど、病床の機能分化・連携が推進される。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 92,124	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 4,133
		基金	国 (A)	(千円) 34,550		
			都道府県 (B)	(千円) 17,274		(千円) 30,417
			計 (A + B)	(千円) 51,824		うち受託事業等 (再掲) (注 2)
			その他 (C)	(千円) 40,300		(千円) 7,683
備考 (注 3)	H30 : 20,824 千円、H31 : 15,500 千円、H32 : 15,500 千円					

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業名	【No.6 (医療分)】 医療機能多職種連携促進事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 19,708 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)					
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニーズ	<p>病床の機能分化・連携を推進するためには、医療に関して幅広い知識を有し、多職種間の調整を図れる看護師の養成・確保及び質の向上を図ることが必要である。</p> <p>アウトカム指標：地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少</p>					
事業の内容	医療や介護等関係職種の調整役を担う看護師を養成するとともに病院等での活躍の場の拡大や周知を図り、多職種間の連携を強化する。					
アウトプット指標	調整役を担う看護師養成人数 年間 10 人×4 年					
アウトカムとアウトプットの関連	多職種の調整役を養成・活用し、患者の症状等に応じたきめ細やかなサービスを提供できる体制を整備することで、病床の機能分化・連携を推進することができる。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 19,708	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 0
		基金	国 (A)	(千円) 13,138		
			都道府県 (B)	(千円) 6,570		(千円) 13,138
			計 (A + B)	(千円) 19,708		うち受託事業等 (再掲) (注 2) (千円)
			その他 (C)	(千円) 0		13,138
備考 (注 3)	H30 : 4,621 千円、H31 : 7,603 千円、H32 : 4,682 千円、H33 : 2,802 千円					

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業名	【No.7 (医療分)】 地域医療連携推進総合拠点事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 17,101 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨県医師会					
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢化の進展を見据え、地域完結型医療の構築のため、今後一層の医療・介護の連携強化が求められている。</p> <p>アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少</p>					
事業の内容	<p>県医師会館内に設置される総合拠点において、以下の事業を行う。</p> <p>①医療機関で共有される ICT ネットワークの情報のうち、処方データや検診データ等を患者が個人のスマートフォンに蓄積し、他の医療機関の受診や在宅医療での情報共有を容易にする取り組みを支援することにより、切れ目のない医療提供体制の構築に繋げる。</p> <p>②病院関係者やかかりつけ医、ケアマネージャー等多職種からの相談に対応できる総合相談窓口を設置するとともに、相談員となる介護支援専門員に医療を始めとする多職種連携への知識を深める研修を実施することにより、医療・介護連携を推進する。</p>					
アウトプット指標	<p>①システムを活用した施設数 5 箇所/年</p> <p>②研修の実施 3 回/年</p>					
アウトカムとアウトプットの関連	ICT を用いた情報共有や医療・介護の連携強化を図り、患者の状態に適した医療・ケアを提供する体制を整備することにより、在宅への移行を促し慢性期病床の削減に繋げる。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 17,101	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 0
		基金	国 (A)	(千円) 11,401		
			都道府県 (B)	(千円) 5,700	民	(千円) 11,401
			計 (A + B)	(千円) 17,101		うち受託事業等 (再掲) (注 2)
			その他 (C)	(千円) 0		(千円) 0
備考 (注 3)	H30 : 8,175 千円、H31 : 4,033 千円、H32 : 4,033 千円、H33 : 860 千円					

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業								
事業名	【No.8 (医療分)】 在宅医療推進協議会設置事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 3,210 千円					
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体、中北、峡東、峡南、富士・東部								
事業の実施主体	山梨県医師会、地区医師会 (10 地域)								
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日								
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、在宅医療需要の高まりに対応するためには、訪問診療実施医療機関の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。								
	アウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 (H27) →154 (H30) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設(H27) → 56 施設(H30)								
事業の内容	県医師会及び地区医師会における在宅医療に取り組む医師及び多職種からなる協議会の設置、地域及び全県における在宅医療の課題の検討、研修会等の開催に対し支援を行う。								
アウトプット指標	全県及び 10 地域で在宅医療推進協議会を開催 協議会開催数 6 (H29) → 11 (H30)								
アウトカムとアウトプットの関連	全県及び 4 区域に在宅医療推進協議会を設置し、課題の検討や研修会の開催を通じて在宅医の拡大を促進することで、訪問診療や在宅看取りを行う医療機関の増加を図る。								
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円)		
		(A + B + C)		3,210			0		
		基金	国 (A)			(千円)	公民の別 (注 1)	民	(千円)
			都道府県 (B)			(千円)			2,140
			計 (A + B)			(千円)			3,210
その他 (C)		(千円)	0		(千円)	0			
備考 (注 3)									

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業									
事業名	【No.9 (医療分)】 在宅医療広域連携等推進事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 850 千円						
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体									
事業の実施主体	山梨県									
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日									
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、在宅医療需要の高まりに対応するためには、訪問診療実施医療機関の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。									
	アウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 (H27) →154 (H30) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設(H27) → 56 施設(H30)									
事業の内容	県内各保健福祉事務所において在宅医療の多職種関係者の連携会議を開催する。									
アウトプット指標	連携会議の開催 4 圏域×3 回									
アウトカムとアウトプットの関連	連携会議を開催し成果を意識した取り組みを推進することにより、訪問診療や在宅看取りを行う医療機関の増加を図る。									
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円)			
		(A + B + C)		850			民	566		
		基金	国 (A)					(千円)	うち受託事業等 (再掲) (注 2)	(千円)
			都道府県 (B)					(千円)		0
			計 (A + B)					(千円)		850
その他 (C)		(千円)	0	0						
備考 (注 3)										

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	【No.10 (医療分)】 在宅歯科医療人材育成事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 2,391 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨県歯科医師会					
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニーズ	高齡化の進展を見据え、高齡者の口腔ケア等在宅歯科医療需要の高まりに対応するためには、在宅療養支援歯科診療所の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。 アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H28) → 51 施設(H31)					
事業の内容	歯科医療従事者等を対象に、高齡者の食支援（摂食嚥下）、五疾病に対応した医科歯科連携等の研修事業の実施を支援する。					
アウトプット指標	在宅歯科医療推進に向けた研修会の開催（4 回・参加 400 人）					
アウトカムとアウトプットの関連	在宅歯科医療推進に向けた研修会を通じ、在宅歯科医療人材の育成することで、在宅療養支援歯科診療所数の増加を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 2,391	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 0
		基金	国 (A)	(千円) 1,594		
			都道府県 (B)	(千円) 797		(千円) 1,594
			計 (A + B)	(千円) 2,391		うち受託事業等 (再掲) (注 2)
			その他 (C)	(千円) 0		(千円) 0
備考 (注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業								
事業名	【No.11 (医療分)】 在宅歯科医療連携室整備事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 3,633 千円					
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体								
事業の実施主体	山梨県 (山梨県歯科医師会委託)								
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日								
背景にある医療・介護ニーズ	在宅歯科医療需要の高まりに対応するためには、在宅歯科医療における医科や介護など多職種と連携した医療提供体制の強化が必要である。								
	アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H28) → 51 施設(H31)								
事業の内容	歯科医療連携室を設置し、①医科・介護等との連携・調整、②在宅歯科医療希望者への歯科医師紹介、③在宅歯科医療機器の購入・貸出等を行うとともに、住民や医科、介護関係者等からなる推進協議会等を設け、事業の評価・検討を定期的に行い業務の効率化を図る。								
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科医療に関する相談件数 77 件 (H28) →110 件 (H30) 在宅歯科医療機器の貸出件数 378 件 (H28) →400 件 (H30) 								
アウトカムとアウトプットの関連	在宅歯科医療連携室を設置し、医科・介護等との連携・調整を図るとともに在宅歯科医療機器の貸出等在宅歯科医療の推進を図ることで、県内における在宅歯科医療提供体制の強化、在宅療養支援歯科診療所数の増加を図る。								
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円)		
		(A + B + C)		3,633			0		
		基金	国 (A)			(千円)	公民の別 (注 1)	民	(千円)
			都道府県 (B)			(千円)			2,422
			計 (A + B)			(千円)			3,633
その他 (C)		(千円)	0		2,422				
備考 (注 3)									

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	【No.12 (医療分)】 訪問薬剤管理指導推進事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 1,378 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨県薬剤師会					
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニーズ	在宅療養者には高齢者が多く、複数の疾病をもっている場合が多いため服用する薬剤も多種・多様となり、医師の指示通りに正しく薬を服用できていない場合も多いことから、在宅での服薬管理が必要である。					
	アウトカム指標： ・訪問薬剤管理指導を実施している事業所数 83 (H27) →92 (H31)					
事業の内容	県薬剤師会が実施する在宅に向けた人材育成及び多職種研修会の開催を支援する。					
アウトプット指標	薬局向け在宅医療マニュアルの作成 (H30 : 800 部) マニュアルを活用した多職種研修会の開催 (H31 : 1 回)					
アウトカムとアウトプットの関連	在宅の経験が少ない薬局を対象に研修会を実施することにより、在宅医療へ関わるきっかけづくりとし、訪問薬剤管理指導を実施する薬局の増加を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 1,378	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 0
	基金	国 (A)	(千円) 919		民	(千円) 919
		都道府県 (B)	(千円) 459			うち受託事業等 (再掲) (注2)
		計 (A+B)	(千円) 1,378			(千円) 0
		その他 (C)	(千円) 0			
備考 (注3)	H30 : 1,103 千円、H31 : 275 千円					

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	【No.13 (医療分)】 訪問看護推進事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 4,748 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨県 (一部山梨県看護協会委託)、国立大学法人山梨大学					
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関から在宅に移行する患者が、在宅医療にかかる高度な知識・技術を有する身近な訪問看護師により、関係職種の連携体制のもと一貫したケアを受けられるようにするため、研修による質の向上を図る必要がある。					
	アウトカム指標： 訪問看護師数 349 人(H29.4.1) → 360 人 (H31.4.1)					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、市町村、保健所等で構成する訪問看護推進協議会で、訪問看護に関する課題や対策等を協議する。 看護職を対象に、在宅医療の推進に不可欠な訪問看護の充実を図るための研修を実施する。 看護師のスキルアップを図るため県内で特定行為研修を実施できる研修機関の設置に支援する。 					
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護推進協議会の開催回数 (9 人×2 回) 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の受講者数 (定員 20 人×5 日) 訪問看護管理者研修の参加者数 (40 人) 特定行為研修機関 0 箇所 (H29 年度) →1 箇所 (H32 年度) 					
アウトカムとアウトプットの関連	協議会での検討や訪問看護師等への研修を行うことで、訪問看護に携わる看護師の質の向上と確保が図られる。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 4,748	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 2,861
	基金	国 (A)	(千円) 3,165		民	(千円) 304
		都道府県 (B)	(千円) 1,583			うち受託事業等 (再掲) (注2)
		計 (A+B)	(千円) 4,748			(千円) 304
		その他 (C)	(千円) 0			
備考 (注3)	H30 : 2,640 千円、H31 : 2,108 千円					

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	【No.14 (医療分)】 地域医療支援センター運営事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 21,395 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨県 (山梨大学委託)				
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日				
背景にある医療・介護ニーズ	医師不足の深刻化に加え、地域の医療機関に勤務した場合に将来のキャリア形成に不安を感じることにより、医師の地域偏在が生じているため、医師のキャリア形成と医師確保を一体的に支援することが必要である。				
	アウトカム指標：医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] ・中北区域／峡東区域 1.5 倍 (H28) → 1.5 倍以下 (H30) ・中北区域／峡南区域 2.5 倍 (H28) → 2.5 倍以下 (H30) ・中北区域／富士・東部区域 2.0 倍 (H28) → 2.0 倍以下 (H30)				
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。 ・県内の医師不足状況の把握分析を進めるとともに、若手医師を地域の医療機関に誘導するため、地域枠医学生等に対する面談等を実施する。 ・また、地域の医療機関における研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、若手医師を対象とした講習会を実施する。 				
アウトプット指標	地域医療支援センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・地域枠医学生等への面談者数 40 人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 10 人 ・臨床研修指導医講習会の開催 1 回 (25 人) ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回 (50 人) ※本県では医師修学資金貸与者に対して県内の公立病院等へ勤務することにより返還免除としているが、特に配置調整まではしていなかったため、キャリア形成プログラムは作成していない状況にある。今後平成 27 年度からの貸与者については卒業後に知事が勤務先を指定するよう条例改正をしたため、平成 33 年度からは配置調整を行うことになることから、キャリア形成プログラムの作成について現在検討中である。				
アウトカムとアウトプットの関連	斡旋等により医師不足病院への医師確保を支援することで地域偏在を解消し、また研修会等を開催することにより地域の医療機関でもキャリア形成ができる環境を整えることで医師の定着を図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 21,395	基金充当 額	公 (千円) 14,263

	基金	国 (A)	(千円)	14,263	(国費) における 公民の別 (注1)	民	(千円)	
		都道府県 (B)	(千円)	7,132				0
		計 (A+B)	(千円)	21,395				うち受託事業等 (再掲) (注2)
		その他 (C)	(千円)	0				(千円)
備考 (注3)								

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業							
事業名	【No.15 (医療分)】 医師派遣推進事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 75,052 千円				
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体							
事業の実施主体	山梨大学							
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日							
背景にある医療・介護ニーズ	県内に 4 つある二次医療圏のうち、3 つの医療圏で人口 10 万人あたりの医療施設従事医師数が全国及び全県の平均を下回っており、1 つの医療圏に医師が偏在しているため、医師の地域偏在の解消が必要である。							
	アウトカム指標：医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] ・中北区域／峡東区域 1.5 倍 (H28) → 1.5 倍以下 (H30) ・中北区域／峡南区域 2.5 倍 (H28) → 2.5 倍以下 (H30) ・中北区域／富士・東部区域 2.0 倍 (H28) → 2.0 倍以下 (H30)							
事業の内容	医師派遣調整検討委員会における協議を踏まえ、医師不足病院に対し医師派遣を行う山梨大学の運営等に対し助成する。							
アウトプット指標	派遣医師数 10 人							
アウトカムとアウトプットの関連	医師を派遣することにより、医師不足病院の医師確保を支援し、医師の地域偏在の解消を図る。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	(千円)		
		基金	国 (A)			(千円)	民	(千円)
			都道府県 (B)			(千円)		0
			計 (A+B)			(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注 2)
		その他 (C)		(千円)		0	(千円)	0
備考 (注 3)								

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業							
事業名	【No.16 (医療分)】 医療勤務環境改善支援センター運営事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 1,512 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体							
事業の実施主体	山梨県							
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日							
背景にある医療・介護ニーズ	県民が将来にわたり安全で質の高い医療サービスを受けるためには、医療分野の勤務環境改善により、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが必要である。							
	アウトカム指標：病院看護職員離職率 7.9% (H28) → 7.9%以下(H30)							
事業の内容	医療機関における勤務環境改善の自主的な取組を支援するためのセンターを設置し、マネジメントシステムの普及・導入支援、相談対応、情報提供等を実施する。							
アウトプット指標	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 3 施設							
アウトカムとアウトプットの関連	医療勤務環境改善支援センターを設置し、研修会等の実施を通じて医療機関による勤務環境改善に向けた自主的な取組を支援することで、医療従事者の離職防止を図る。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円)	
		(A + B + C)		1,512			1,008	
		基金	国 (A)			(千円)		
			都道府県 (B)			(千円)		(千円)
		計 (A + B)		(千円)				0
その他 (C)		(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 2) (千円)			
							0	
備考 (注 3)								

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No.17 (医療分)】 産科医等分娩手当支給事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 63,990 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	分娩取扱医療機関及び助産所					
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県内の分娩取扱医療機関数は、平成 16 年の 24 施設から平成 29 年では 15 施設と減少している。これは過酷な勤務状況にある産科医師の減少によるものである。現在の施設数を最低限維持するためにも、産科医師等への支援が必要である。</p> <p>アウトカム指標：手当支給施設の産科・婦人科医師数及び助産師数 医師 60 人、助産師 3 人 (H29) → 医師 60 人以上、助産師 3 人以上 (H30) 分娩 1,000 件当たり分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師及び助産師数 9.0 人 (H29) → 9.0 人以上 (H30)</p>					
事業の内容	産科医師等に対し分娩手当を支給する医療機関を支援する。					
アウトプット指標	手当支給者数 63 人、手当支給施設数 19 施設					
アウトカムとアウトプットの関連	産科医師等の処遇改善に取り組む分娩医療機関を支援することによって、産科医師等が定着し、本県の産科・周産期医療提供体制の充実・確保が図られる。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 63,990	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 13,478
		基金	国 (A)	(千円) 26,135		
			都道府県 (B)	(千円) 13,067		(千円) 12,657
			計 (A + B)	(千円) 39,202		うち受託事業等 (再掲) (注 2)
			その他 (C)	(千円) 24,788		(千円) 0
備考 (注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業							
事業名	【No.18 (医療分)】 小児救急医療体制確保事業 (小児救急医療体制整備事業)				【総事業費 (計画期間の総額)】 55,994 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体							
事業の実施主体	山梨県小児救急医療事業推進委員会							
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日							
背景にある医療・介護ニーズ	県内の小児救急医は充足しているとはいえないため、休日及び夜間における小児の入院治療を必要とする重症患者の医療体制の維持・確保が必要である。							
	アウトカム指標：小児二次救急輪番病院の小児科医師数 現状 37 人 (病院勤務医) (H29) → 37 人以上 (H30)							
事業の内容	小児科を標榜する病院等が輪番制により小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急体制を整備するために必要な医療従事者確保に要する経費等を支援する。							
アウトプット指標	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 (現状 7 病院 → 目標 7 病院)							
アウトカムとアウトプットの関連	小児二次救急輪番体制を維持・確保することで、小児救急医の負担の軽減や小児医療救急体制の充実が図られる。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円)	
		(A + B + C)		55,994			21,804	
		基金	国 (A)			(千円)		
			都道府県 (B)			(千円)		(千円)
			計 (A + B)			(千円)		3,081
その他 (C)		(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注 2)	(千円)			
						0		
備考 (注 3)								

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業									
事業名	【No.19 (医療分)】 新人看護職員研修事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 24,536 千円						
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体									
事業の実施主体	山梨県 (山梨県立大学、山梨県看護協会委託)、各医療機関									
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日									
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関において看護職員が不足している中、新人看護職員に対しても質の高い看護が求められる。そのため、新人看護職員の研修の充実を図る必要がある。									
	アウトカム指標：就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9 人 (H28 年) → 10,742.5 人 (H35 年)									
事業の内容	自施設での新人看護職員に対する臨床研修実施への支援を行うとともに、自施設では研修を完結できない小規模病院に対する新人看護職員を対象とした合同研修を実施する。 さらに、実地指導者、新人看護師指導担当者等への研修の実施により、適切な研修実施体制を確保する。									
アウトプット指標	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施 (6 日間・50 人) ・教育担当者研修の実施 (4 日間・30 人) ・新人看護職員卒後研修の実施 (16 病院・計 326 人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3 日間・70 人)									
アウトカムとアウトプットの関連	新人看護職員及び指導者等への研修を支援することにより、新人看護職員の質の向上を図り、就業看護職員を確保する。									
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公 民 (千円)				
		(A + B + C)		24,536			5,214			
		基金	国 (A)				(千円)	公民の別 (注 1)	民 (千円)	
			都道府県 (B)				(千円)			3,691
			計 (A + B)				(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 2)
その他 (C)		(千円)	11,179	301						
備考 (注 3)										

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業							
事業名	【No.20 (医療分)】 看護職員資質向上推進事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 10,764 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体							
事業の実施主体	山梨県 (一部山梨県看護協会委託)、山梨県立大学							
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日							
背景にある医療・介護ニーズ	将来に向け看護職員を確保するためには、個々の能力開発や資質の向上を図り、自信と誇りをもって看護業務に従事できるよう職能別研修等ニーズにあった支援を行う必要がある。							
	アウトカム指標：就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9 人 (H28 年) → 10,742.5 人 (H35 年)							
事業の内容	看護職のラダーや職能別の研修、実習施設の指導者への研修、潜在看護職員等の有資格看護職者を対象とした復職支援研修を実施するとともに、認定看護師の養成を支援する。							
アウトプット指標	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施 (3～5 日間・計 200 人) ・潜在看護職員復職研修事業 (3～5 日間・計 20 人) ・看護職員実習指導者講習会の実施 (長期 40 日間・40 人、特定分野 5 日間・12 人) ・看護職員専門分野研修の実施 (認知症看護・緩和ケア 7 ヶ月間・計 50 人)							
アウトカムとアウトプットの関連	各看護職員の個々のキャリアに応じた研修の実施を支援することにより、資質やモチベーションの向上を図り、就業看護職員を確保する。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円)	
		(A + B + C)		10,764			4,844	
		基金	国 (A)			(千円)		
			都道府県 (B)			(千円)		(千円)
			計 (A + B)			(千円)		1,487
その他 (C)		(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注 2)	(千円)			
						1,487		
備考 (注 3)								

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業									
事業名	【No.21 (医療分)】 看護師等養成所運営費補助事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 95,100 千円					
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体									
事業の実施主体	民間立看護師養成所 (3 施設)									
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日									
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員は依然として不足しており、看護ニーズを満たしていない。県内医療機関に看護職員を安定的に供給するために、看護師等養成所の運営を支援する必要がある。									
	アウトカム指標：養成所卒業生県内就業率 78.4% (H29.3 月) → 78.4%以上(H31.3 月)									
事業の内容	看護学生の看護実践能力の向上を図るため、看護師等養成所における専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。									
アウトプット指標	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)									
アウトカムとアウトプットの関連	看護師等養成所の運営を支援することにより、県内で就職する看護職員の確保及び資質の向上を図る。									
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円)			
		(A + B + C)		31,924			0			
		基金	国 (A)				(千円)	公民の別 (注 1)	民	(千円)
			都道府県 (B)				(千円)			21,282
			計 (A + B)				(千円)			10,642
その他 (C)		(千円)	0	うち受託事業等 (再掲) (注 2)	(千円)	0				
31,924		0	0							
備考 (注 3)										

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No.22 (医療分)】 病院内保育所運営費補助事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 47,587 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	院内保育所を設置する民間医療機関					
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員の離職率は 7.9% (H28) であり、依然として高い状況である。看護職員は勤務時間が不規則であり、育児との両立が難しいため、有子看護師の育児支援をすることにより、看護職員の確保を図る必要がある。					
	アウトカム指標：病院看護職員離職率 7.9% (H28) → 7.9%以下(H30)					
事業の内容	勤務環境の改善を行う医療機関のうち、院内保育所の運営により改善を進める民間医療機関の取組を支援する。					
アウトプット指標	当該補助により院内保育所を運営した施設数 (5 施設)					
アウトカムとアウトプットの関連	院内保育所の運営を支援することにより、看護職員の離職防止を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 47,587	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 0
		基金	国 (A)	(千円) 21,148	民	(千円) 21,148
			都道府県 (B)	(千円) 10,574		うち受託事業等 (再掲) (注 2)
			計 (A+B)	(千円) 31,722		(千円) 0
			その他 (C)	(千円) 15,865		
備考 (注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業									
事業名	【No.1 (介護分)】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 39,200 千円								
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県南部、県富士・東部区域									
事業の実施主体	社会福祉法人等									
事業の期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日									
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る</p> <p>アウトカム指標：平成32年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813 人</p>									
事業の内容	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>1カ所</td> </tr> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>1カ所</td> </tr> </table>		整備予定施設等		小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所	整備予定施設等		小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
整備予定施設等										
小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所									
整備予定施設等										
小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所									
アウトプット指標	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。(健康長寿やまなしプラン:平成30年度～平成32年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム 1,516床(54カ所) → 1,719床(61カ所) ・認知症高齢者グループホーム 1,067床(73カ所) → 1,139床(77カ所) ・小規模多機能型居宅介護事業所 28カ所 → 33カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 7カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8カ所 → 16カ所 									
アウトカムとアウトプットの関連	健康長寿やまなしプランに基づき、地域密着型サービス施設等の整備を行うことにより、地域密着型サービス施設等の定員総数を増加させる。									

事業に要する 費用の額	事業内容	総事業費 (A + B + C) (注1)	基金		その他 (C) (注2)	
			国 (A)	都道府県 (B)		
	①地域密着型サービス 施設等の整備	(千円) 32,000	(千円) 21,333	(千円) 10,667	(千円)	
	②施設等の開設・設置に 必要な準備経費	(千円) 7,200	(千円) 4,800	(千円) 2,400	(千円)	
	③介護保険施設等の整備 に必要な定期借地権 設定のための一時金	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	④介護サービスの改善 を図るための既存施設 等の改修	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	金額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 39,200	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注3) (注4)	公	(千円)
	基金	国 (A)	(千円) 26,133		民	うち受託事 業等 (再掲) (千円)
		都道府県 (B)	(千円) 13,067			
		計 (A + B)	(千円) 39,200			
	その他 (C)	(千円)	26,133			
備考 (注5)						

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(注5) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業								
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業								
事業名	【No.2 (介護分)】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 (介護アンバサダー設置等)				【総事業費 (計画期間の総額)】 1,685 千円				
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域								
事業の実施主体	山梨県								
事業の期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日								
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。								
	アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着								
事業の内容	介護保険施設に勤務する現職の介護職員から選考された介護アンバサダー（大使）が、学校訪問やイベント等を通じて、啓発資材も活用し広く県民に介護の魅力ややりがいを伝え、介護人材の確保・定着を促進する。								
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入職員合同入職式及び研修会への参加 介護アンバサダー6名 ・ 学校訪問 ・ 県主催イベント等への参加 延べ30回 								
アウトカムとアウトプットの関連	介護の魅力を発信することが、介護職に対する社会的評価を高めるとともに、介護求職者の増加や将来の職業選択の契機に繋がる。								
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	(千円)			
		(A+B+C)		1,685		公 民	うち受託事業等 (再掲)(注2) (千円)		
		基金	国(A)					(千円)	1,123
			都道府県(B)					(千円)	562
			計(A+B)					(千円)	1,685
その他(C)		(千円)							
備考(注3)									

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業									
	(大項目) 参入促進 (中項目) 参入促進のための研修支援 (小項目) 介護未経験者に対する研修支援事業									
事業名	【No.3 (介護分)】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 (合同入職式等開催)				【総事業費 (計画期間の総額)】 1,190 千円					
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域									
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 公益財団法人介護労働安定センター山梨支部)									
事業の期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日									
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。									
	アウトカム指標: 山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着									
事業の内容	新規に入職した介護職員を対象として合同入職式、研修会等を実施することにより、介護人材の確保・定着を促進する。									
アウトプット指標	・新入職員合同入職式の開催 (1回) ・報告会・研修会の実施 (2回) 合計参加人数160名									
アウトカムとアウトプットの関連	同期入職者同士の連帯感の醸成、資質の向上及び職員間を基礎とする施設間連携強化を促進することにより、介護人材の確保・定着を図る。									
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公 民	(千円)			
		(A+B+C)		1,190			793	793		
		基金	国 (A)						(千円)	793
			都道府県 (B)						(千円)	
			計 (A+B)						(千円)	
その他 (C)		(千円)	0	うち受託事業等 (再掲) (注2)	(千円)	793				
備考 (注3)										

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

(2) 事業の実施状況

別紙「事後評価」のとおり